

東久留米市勤労市民共済会規約

(目的)

第1条 この規約は、中小企業が単独では実施しがたい労働者福祉事業について、中小企業の労働者と事業主が協力して中小企業労働者の福祉の増進を図り、併せて地域経済の担い手である中小企業の振興を行うとともに、その活動を通じて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 前条の中小企業とは、常時雇用する従業員規模が300人以下、又は資本金規模が3億円以下の個人又は法人の事業所をいう。

(名称)

第3条 第1条の目的を達成するため、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）を設置する。

(事業)

第4条 勤労市民共済会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関する事業
- (2) 会員の共済給付金の給付に関する事業
- (3) その他、勤労市民共済会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 勤労市民共済会の会員になることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 東久留米市内の中小企業に勤務する労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に規定する短時間労働者を含む。以下同じ。）及び事業主
- (2) 東久留米市内に居住し、東久留米市外の中小企業に勤務する労働者で、勤務先の所在地に勤労市民共済会と目的を一にする会等がない者
- (3) 東久留米市内の社会福祉法人、NPO法人、医療法人等に勤務する労働者
- (4) 東久留米市内の公共及び公共的団体に勤務する臨時職員及び嘱託職員
- (5) 東久留米市内に居住し、勤労市民共済会の事業に賛同し入会を希望した第2条で定めた中小企業以外に勤務する短時間労働者
- (6) 勤労市民共済会の事業に賛同し入会を希望した市議会議員

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることができない。

- (1) 季節的業務等に期間を定めて雇用又は勤務が連続しない雇用である者
- (2) 入会時に引き続き14日以上休業、安静加療を要するとの医師の診断を受けている者
- (3) 雇用関係がなく給与等が支払われていない者

(加入)

第6条 勤労市民共済会に加入しようとする者は、入会金と会費を添えて加入申込書（様式第1号）及び関係書類を提出するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 第5条第1項の要件を失ったとき。
- (2) 会費を3か月以上滞納したとき。

(退会)

第8条 勤労市民共済会を退会しようとする者は、退会届（様式第2号）を提出するものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 勤労市民共済会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 共済給付その他について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 勤労市民共済会の規約及び規程に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。

(機関)

第10条 勤労市民共済会の適正な運営を図るため、理事会を置く。

(理事の選任)

第11条 理事は、次の各号の定めるところにより市長が選任する。

- (1) 事業主代表 15名以内
- (2) 勤労者代表 10名以内
- (3) 東久留米市職員 3名以内

(監事及び参与の選任)

第12条 監事は、理事経験者から会長が選任する。

2 参与は、会長経験者から会長が選任する。

(理事会)

第13条 理事会は、全理事をもって構成する。

- (1) 理事会は、会長が招集し、議長は会長が行う。
- (2) 理事会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (3) 会長は、必要に応じて監事及び参与の出席を求めることができる。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。

- (2) 年度の事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 年度の事業報告及び決算に関すること。
 - (4) その他、事業推進に必要な事項。
- 2 前項第2号の規定にかかわらずやむを得ない事由があるときは、理事会の議決前においても、会長の責任において事業及び予算の執行ができるものとする。
- 3 会長は、前項の規定により事業及び予算の執行を行ったときは、直近の理事会において承認を得るものとする。

(役員)

第15条 勤労市民共済会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 福利厚生部会長理事 1名
- (4) 給付補助部会長理事 1名
- (5) 総務理事 1名
- (6) 会計理事 1名
- (7) 監 事 2名
- (8) 参 与 2名以内

(顧問)

第16条 勤労市民共済会に顧問を置く。

- 2 顧問は、東久留米市長をもって充てる。

(役員を選任)

第17条 第15条の役員を選出は、次の基準により理事会で選出する。

- (1) 会長及び副会長、福利厚生部会長理事、給付補助部会長理事は、全理事の互選とする。ただし、副会長1名は東久留米市副市長とする。
- (2) 総務理事及び会計理事は、東久留米市職員の理事から選出する。
- (3) 監事の1名は、東久留米市職員（財政担当課長）とする。

(役員等の職務)

第18条 会長は、勤労市民共済会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。その際の代理者は、全副会長の互選とする。
- 3 部会長理事は、各部会を統理する。
- 4 総務理事は、勤労市民共済会庶務を掌理する。
- 5 会計理事は、勤労市民共済会会計を掌理する。
- 6 監事は、勤労市民共済会の会計を監査し、理事会に報告する。

(任期)

第19条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員等の任期は前任者の

残任期間とする。

(事業年度)

第 20 条 勤労市民共済会の年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

(経費)

第 21 条 勤労市民共済会の経費は入会金、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の入会金は 1 人 1, 000 円、会費は 1 人月額 500 円とし、別に定める方法により納入する。

3 納入された入会金、会費は、原則として返還しないものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

4 入会金は、理事会において必要と認めるときは、期間を定め減額及び免除をすることができる。

(事務局)

第 22 条 勤労市民共済会に事務局を東久留米市役所に置く。

2 事務局職員は会長が任命する。

3 事務局に事務局長を置く。

4 事務局長は、勤労市民共済会の事務事業を司る。

(委任)

第 23 条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて理事会に諮り定めるものとする。

付 則

1 この規約は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

2 互助会設立のときの役員の任期は、第 18 条の規定にかかわらず、昭和 60 年 3 月 30 日までとする。

3 この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

4 この規約は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

5 この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

6 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

7 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

8 この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

9 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

10 この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

11 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

12 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

13 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

14 この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

15 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

16 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規約は、令和元年 10 月 1 日から適用する。